

令和元年度一般会計決算における  
消費税引き上げに係る地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。

令和元年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 152,919千円  
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,072,088千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源		内訳		
		特定財源		一般財源	うち引上げ分消費税収	
		国県支出金	その他			
社会福祉	高齢者福祉費	23,591	547	1,028	22,016	3,065
	障害福祉費	501,488	351,436	175	149,877	20,863
	児童育成費	693,162	397,911	51,743	243,508	33,897
	その他	65,592	14,550	24,415	26,627	3,707
社会保険	国民健康保険費	189,946	85,538	7	104,401	14,533
	介護保険費	225,455	6,723	0	218,732	30,448
	後期高齢者医療費	270,178	31,180	5,927	233,071	32,444
	その他	855	854	0	1	0
保健衛生	予防費	53,207	987	0	52,220	7,269
	保健対策費	11,955	477	42	11,436	1,592
	その他	36,659			36,659	5,103
合計		2,072,088	890,203	83,337	1,098,548	152,919

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。

問合せ:財政課財政班 (0476-33-7702)